



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年6月7日	
問い合わせ先	課名	こども福祉課
	電話	直通 803-1222 内線 3780
担当者	職名・氏名	課長 友末
	職名・氏名	課長補佐 影山

広 報 連 絡

- 1 件 名 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について
- 2 概 要 国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を受け、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。
また、これに併せて、「子育て世帯生活支援特別給付金」の対象世帯に、岡山市独自の上乗せとして「岡山市低所得の子育て世帯生活支援金」を支給します。
- 3 事業内容
 - (1) 支給対象者
 - ①低所得のひとり親世帯の場合
 - (ア) 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（申請不要）
 - (イ) 公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（要申請）
 - (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（要申請）
 - ②その他低所得の子育て世帯の場合
 - ①の特別給付金の支給を受けていない世帯であって、
 - (ア) 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受け、かつ、令和4年度分の市民税均等割が非課税である方（申請不要）
 - (イ) 対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）。令和4年4月以降令和5年2月末までの間に生まれる新生児を含む。）の養育者であって、令和4年度分の市民税均等割が非課税である方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の市民税均等割が非課税である方と同様の事情があると認められる方（要申請）

（裏面に続く）

(2) 給付額

- ・「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」
児童1人当たり一律5万円
- ・「岡山市低所得の子育て世帯生活支援金」
1世帯当たり2万円

4 今後のスケジュール

○低所得のひとり親世帯の場合

- ・6月29日 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方に支給（申請不要）
- ・7月1日 申請が必要な方の受付を開始予定

○その他低所得の子育て世帯の場合

- ・7月下旬 令和4年4月分の児童手当等受給者の方のうち、令和4年度分の市民税均等割が非課税の方に支給（申請不要）
- ・8月1日 申請が必要な方の受付を開始予定

○申請期間 令和5年2月末まで

※申請が必要な方についても、可能な限り速やかに支給していきます。

5 コールセンターの開設

- ・電話番号：0120-084-922
- ・開設日：令和4年6月20日（月）から令和5年2月末まで
- ・受付時間：月～金曜日 8時30分～17時
※祝日、12月29日～1月3日を除く。

6 ホームページの開設

- ・以下のURLからご覧ください。

①低所得のひとり親世帯

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000029188.html>



②その他低所得の子育て世帯

詳細が決まり次第、開設します。